

たばこは地元から!!  
～たばこ税は  
貴重な財源です～

# Information 広場

## 児童扶養手当制度について

離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を育てている方（母子家庭の母、父子家庭の父、または養育者）に児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

▼対象は、次のいずれかに該当する児童を監護（養育）している方。

※「児童」とは、18歳の最初の3月31日までにある子ども（一定の障害がある場合は20歳未満）をいいます。

●父母が婚姻を解消した児童

●父または母が死亡した児童

●父または母が一定の障害の状態にある児童

●母が未婚で懐胎したなど

ただし、遺族年金など公的年金を受けることができる場合は対象になりません。

▼手当額は、前年（1～7月までは前々年）の所得と扶養親族などの数に応じて決まります。

（平成23年4月から）

支給区分	児童1人	児童2人	児童3人
全部支給	41,550円	46,550円	49,550円
一部支給	41,540～ 9,810円	46,540～ 14,810円	49,540～ 17,810円

※手当額は全国消費者物価指数に応じて改定されます。

※対象児童が4人以上いる場合は、1人増えるごとに3,000円が加算されます。

▼障害基礎年金の子加算の運用の見直しと児童扶養手当との関係について

障害年金加算改善法（H23.4月施行）により、障害基礎年金の子加算の範囲が拡大され、障害基礎年金の子加算の運用についても見直しが行われました。

児童扶養手当は、お子様が障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんが、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合においては、年金受給権者とお子様の間に生計維持関係がないものとして取扱い、子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となりました。

詳細は、下記までご連絡ください。

### 【お問い合わせ先】

藤里町役場町民課健康福祉係 ☎ 79-2113

子どもたちが将来にわたって社会の中で居場所を見つけ、社会的な自立ができるよう、幼少期からの心の成長を理解し、支援について考えるための研修会を開催します。

講師 小児科部長 大塚美穂子 氏	・11月30日（水）まで
【申込期限】	※未就学児の託児を希望する場合は併せて申込んでください。
【申込み・お問い合わせ先】	託児人数に制限があります。

企画福祉課 調整・障害者班	山本地域振興局福祉環境部
☎ 0185(55)8023	☎ 0185(55)8023
国民年金基金は、老齢基礎年金の上積み年金として給付を行	あなたの中年金を
①国民年金の第1号被保険者で、保険料を納めている方	増やしませんか
②秋田県内に住所のある方	③20歳～60歳未満の方
【お問い合わせ先】	が加入できます。
秋田県国民年金基金	（1）国民年金の第1号被保険者で、保険料を納めている方
☎ 0120(65)4192	（2）秋田県内に住所のある方
	（3）20歳～60歳未満の方

特設人権相談所の開設	
【日 時】	12月1日（木）午前10時～午後3時
【場 所】	総合開発センター 1階和室
	※相談は無料で秘密は守ります。
【地域の人権擁護委員】	
・村岡 信和	☎ 79-1130
・斎藤 満	☎ 79-1441
・桂田 強	☎ 79-2134
◎人権擁護委員と秋田地方法務局能代支局	☎ 54-4111
	では、いつでも相談に応じています。
【お問い合わせ先】	藤里町町民課町民係
	☎ 79-2113（内線：139）

う、公的な年金制度です。  
年金額をご自分で設計して増減することも可能で、掛金は全額「社会保険料控除」の対象となり、受け取る年金にも「公的年金控除」があるなど、税制面でも優遇されています。

次の三つの条件を満たした方が加入できます。